

週休2日工事の実施について

1 背景

建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足等が懸念されているため、働き方改革の実現や職場環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められております。

岩手県では、全ての工事において、発注者指定型の週休2日工事として令和6年2月1日以降に入札公告する工事から適用することとしました。

このことから、当市においても、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みなどに対応するため、週休2日工事を実施します。

2 大船渡市週休2日工事实施要領

週休2日工事の実施に関して必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とし、大船渡市週休2日工事实施要領を令和6年1月19日付けで制定いたしました。

※別添 大船渡市週休2日工事实施要領を参照

3 週休2日工事の概要

(1) 対象工事

全ての市発注工事を週休2日工事とします。

(2) 発注方法

発注者指定型とします。

(3) 工事費の積算

4週8休に応じた補正係数を各経費等に乗じます。なお、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、減額変更を行います。

(4) 実施方法

週休2日工事については、概ね以下の手順で要領に従って実施するものとします。

- ・発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を記載する（条件明示等）
- ・受注者は、週休2日の取組について協議し、工程表等を提出する（受注者による意思表示）
- ・受注者は対象期間中、工事掲示板等を明示する（工事看板による表示）
- ・受注者は、確認用の書類と合わせて報告書を提出する（実施報告）

(5) 工事成績

完全週休2日を達成した場合は、加点評価を行います。なお、週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、減点評価を行います。

(6) 施行日

令和6年4月1日から施行とします。